

**国がふとんを回収？ 打ち直しが新規購入に？ ふとんの訪問販売にご注意！！**

ふとんの訪問販売について、相談が寄せられています。

高齢者宅に事業者が訪問し、「以前あなたが買った羽毛ふとんの羽毛は体に悪い。国が回収しているため、羽毛ふとんの番号を教えて」と言ってきた。

断ってもなかなか帰ってくれないので、1枚見せたが、「黒いものが見える、体に悪いふとんだ。焼却代も必要」などと言ってきたので、仕方なく書類にサインしたところ、手付金を請求され、ふとんも6枚持ち去られたというケースです。

また、古いふとんをこたつぶとんや座ぶとんに打ち直すよう事業者に依頼したところ、新しいふとんの購入契約をさせられていたというケースもあります。

ふとんの訪問販売は、一人暮らしや判断力が不十分な高齢者を狙って強引に契約させる手口が目立ちます。また、事業者名を明かさずに売りつけて、足がつかないようにする悪質なケースもあります。

おかしいと思ったら、迷わず大阪市消費者センターにご相談ください。

**(2) 多重債務・賃貸住宅相談会 ～法律の専門家がその悩みを解決へと導きます！～**

多重債務問題について、実際に電話相談や窓口へ来られる方は、わずか2割にも満たないと言われ、生活苦やメンタルヘルスの問題など、早期解決が求められています。

また、賃貸住宅に関する消費生活相談は年々増加する傾向にあり、消費者契約法だけでなく借地借家法など賃貸借契約に関する法的な解釈や見解の適用が求められてきています。

そこで、大阪市消費者センターでは、専門的な知識を持つ弁護士・司法書士による無料相談会を実施します。事前予約制（先着順。1相談あたり30分以内）。

日付	時間（4枠）	場所
12月5日（金）	・18時30分～19時・19時～19時30分	<a href="#">総合生涯学習センター</a> 6階 第二研修室
12月10日（水）	・19時30分～20時・20時～20時30分	
12月16日（火）		<a href="#">総合生涯学習センター</a> 5階 第一研修室
12月20日（土）	・14時～14時30分・14時30分～15時 ・15時～15時30分・15時30分～16時	<a href="#">大阪市消費者センター</a>

1月以降の相談会日程は、12月末に[大阪市消費者センターホームページ](#)等で発表します。

- ・予約用電話番号 [\(06\) 6614 - 7523](#) ・ファックス番号 [\(06\) 6614 - 7525](#)
- ・予約受付 相談会当日まで ・予約受付時間 10:00～18:00
- ・ご注意 相談の際には契約書などをお持ちください。

大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

**・消費生活相談専用電話：6614 - 0999**

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

- ・メール相談：大阪市消費者センターホームページから「[メール相談](#)」にアクセス
- ・面談：大阪市消費者センター（予約不要）  
その他の面談場所（要予約 6614 - 0999）
  - ・天王寺サービスカウンター
  - ・市民相談室(市役所1階)
  - ・クレオ大阪各館[北部館・西部館・南部館・東部館・中央館]



メインキャラクター / エルちゃん